

戸籍謄本等請求用紙の使用及び管理に関する規則

(平成十八年九月十四日規則第九号)

改正 平成二〇年 三月一三日

同 二二年一月一七日

令和 三年 六月一八日

(目的)

第一条 この規則は、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法律事務所共同法人（以下「共同法人」という。）を含む。第七条第一項を除き、以下同じ。）による戸籍謄本等請求用紙の使用及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(戸籍謄本等請求用紙)

第二条 この規則において「戸籍謄本等請求用紙」とは、弁護士が、戸籍法及び住民基本台帳法並びにこれらに基づき定められた政省令の規定に基づき弁護士の業務に関する戸籍謄本、住民票の写し等の交付の請求に使用する用紙であつて、本会が作成したものをいう。

(使用範囲)

第三条 弁護士は、戸籍謄本等請求用紙を弁護士としての

- 1 -

業務の遂行に必要な場合に限り使用するものとし、業務外の用途に使用してはならない。

(貸与等の禁止)

第四条 弁護士は、戸籍謄本等請求用紙を第三者（依頼者を含む。）に譲渡し、若しくは貸与し、又は使用させてはならない。

2 複数の法律事務所を有する弁護士法人及び共同法人は、戸籍謄本等請求用紙をその法律事務所ごとに管理し、使用しなければならない。

(記載内容)

第五条 弁護士は、戸籍謄本等請求用紙に不実の記載をしてはならない。

(管理)

第六条 弁護士は、盗難、紛失又は毀損を防止するため戸籍謄本等請求用紙を適切に管理しなければならない。

(返還義務)

第七条 弁護士（弁護士であつた者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、保有しているすべての未使用の戸籍謄本等請求用紙（一部使用済みのものを含む。次項において同じ。）を、所属弁護士会（所属していた弁護士会を含む。）に返還しな

- 2 -

ければならない。ただし、第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った場合について、本会が当該懲戒処分 の効力停止の決定をしたとき又は効力を停止する裁判があつたときであつて、当該決定又は裁判が失効するまでの間は、返還することを要しない。

一 弁護士登録が取り消されたとき。

二 除名の懲戒処分を受けたとき。

三 退会命令の懲戒処分を受けたとき。

四 一か月を超える期間の業務の停止の懲戒処分を受けたとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、所属弁護士会において定める返還事由が生じたとき。

2 弁護士法人又は共同法人（第一号に掲げる場合にあつては清算人、第六号に掲げる場合にあつては種類の変更後の外国法事務弁護士法人）は、当該弁護士法人又は共同法人が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、当該各号に規定する法律事務所において保有しているすべての未使用の戸籍謄本等請求用紙を、当該法律事務所が所在する地域において当該弁護士法人又は共同法人が所属し、又は所属していた弁護士会に返還しなければならない。ただし、第二号から第五号まで

- 3 -

のいずれかに該当するに至つた場合について、本会が当該懲戒処分 の効力停止の決定をしたとき又は効力を停止する裁判があつたときであつて、当該決定又は裁判が失効するまでの間は、返還することを要しない。

一 清算が結了したとき すべての法律事務所

二 除名の懲戒処分を受けたとき すべての法律事務所

三 退会命令の懲戒処分を受けたとき 当該懲戒処分を行つた弁護士会の地域内にあるすべての従たる法律事務所

四 弁護士法人又は共同法人の業務の停止の懲戒処分（業務停止期間が一か月を超えるものに限る。次号において同じ。）を受けたとき すべての法律事務所

五 弁護士法人又は共同法人の法律事務所の業務の停止の懲戒処分を受けたとき 当該法律事務所

六 共同法人が種類の変更により外国法事務弁護士法人となつたとき すべての法律事務所

七 前各号に掲げる場合のほか、所属弁護士会において定める返還事由が生じたとき 当該返還事由が生じた法律事務所

（委任）

第八条 この規則に規定するもののほか、弁護士の戸籍謄

- 4 -

本等請求用紙の使用及び管理に関し必要な事項は、別に細則をもって定める。

2 前項の規定にかかわらず、弁護士会は、戸籍謄本等請求用紙の使用及び管理に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、平成十八年九月十四日から施行する。

附 則（平成二〇年三月一三日改正）

題名及び本則（第二条の見出しを含む。）中「職務上請求用紙」を「戸籍謄本等請求用紙」に改める改正規定並びに第一条から第八条までの改正規定は、平成二十年五月一日から施行する。

附 則（平成二二年一月一七日改正）

第一条、第二条及び第六条から第八条までの改正規定は、平成二十二年十二月十七日から施行する。

附 則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱
いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第一条、第四条、
第七条改正）

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）